

和牛遺伝資源保護のための知的財産制度の 創設と和牛の登録制度について



公益社団法人全国和牛登録協会
専務理事 穴田 勝人

1. はじめに

様々なものがグローバル化していく社会のうねりの中で、和牛は世界で最も美味しい牛肉をつくる品種と言われる程高い評価を受けるようになりました。とりわけ、ブランド牛に代表される和牛肉は、畜産物における輸出品目の中でも大きく伸びている品目であり、また、日本農産物の中でもとくに重要な位置を占めています。一方で、和牛の遺伝資源については、今まで、家畜衛生面を管理する法律や生産振興を図る法律が主なものでしたが、今回は、和牛遺伝資源そのものが法的にも知的財産的価値があると位置づけられ、改正された「家畜改良増殖法」の中で「特定家畜人工授精用精液等」に指定されたことで、不正な流通や使用からの保護対象となり、画期的な2つの法律（「家畜改良増殖法の一部を改正する法律」及び「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律」）が施行されることとなりました。この新たな和牛遺伝資源保護のための知的財産制度の創設に至った背景には、和牛が高品質な畜産物であることで高い経済的価値があると評価されていることが直接的な要因として挙げられますが、この「和牛」というものの価値を高めてきたのが、実は多くの関係者の長い年月をかけた改良努力の積み重ねによって獲得したものであるということで、改めて和牛の付加価値が各方面から見直されたことが新たな法制の創設に大きな影響を与えたものと考えています。和牛が高品質であるという価値観は、和牛に初めから備わっていたものではなく、その時代時代の国民生活上の要求に応える形で和牛改良が漸次進められてきた結果として内在するものであり、和牛は常に時代の要求に応じた改良目標を掲げ、生産者をはじめとして関係者全体が協力してその目標達成に向けて鋭意努力し、育種改良事業を脈々と展開してきた結果、獲得してきた付加価値であると言えます。また、和牛における育種改良事業に関する歴史を振り返ると、個人が多くの犠牲を払って長い年月をかけて育種改良を行ってきた時代もありましたが、現在では、個人の犠牲を伴うような形で優秀個体を造成しようとしても、時間的にも資本的にもまた危険度においても個人的事業としては成り立たなくなっており、地域全体あるいは集団全体で行う育種改良事業が必須となっています。その育種改良事業を支えてきたのが登録事業、つまり登録制度です。育種改良事業と登録事業とはまさに表裏一体の関係にあります。